

令和5年小布施町議会9月会議会議録

議事日程（第4号）

令和5年9月22日（金）午後3時開議

開 議

諸般の報告

議事日程の報告

- 日程第 1 総務産業常任委員長報告
- 日程第 2 議案第 9 号 小布施町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 10 号 小布施町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 13 号 令和5年度小布施町一般会計補正予算
- 日程第 5 議案第 17 号 令和5年度小布施町農業集落排水事業特別会計補正予算
- 日程第 6 議案第 25 号 小布施町道路線の認定
- 日程第 7 社会文教常任委員長報告
- 日程第 8 議案第 11 号 小布施町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 12 号 小布施町におけるあらゆる差別撤廃・人権擁護に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 14 号 令和5年度小布施町国民健康保険会計特別会計補正予算
- 日程第 11 議案第 15 号 令和5年度小布施町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 日程第 12 議案第 16 号 令和5年度小布施町介護保険特別会計補正予算
- 日程第 13 政策立案常任委員長報告
- 日程第 14 陳情第 1 号 「健康保険証」の存続に関する意見書の提出を求める陳情書
- 日程第 15 決算特別委員長報告
- 日程第 16 議案第 18 号 令和4年度小布施町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第 17 議案第 19 号 令和4年度小布施町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第 18 議案第 20 号 令和4年度小布施町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第 19 議案第 21 号 令和4年度小布施町介護保険特別会計歳入歳出決算認定

- 日程第20 議案第22号 令和4年度小布施町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
日程第21 議案第23号 令和4年度小布施町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定
日程第22 議案第24号 令和4年度小布施町水道事業会計利益の処分及び決算認定
日程第23 議会報告第9号 出納検査の報告
日程第24 議案第26号 小布施町教育委員会委員の任命
日程第25 議員の派遣について
日程第26 議会改革推進特別委員会の設置
日程第27 議会改革推進特別委員の選任
-

本日の会議に付した事件

議事日程のほか

追加日程第1 発委第3号 「健康保険証」の存続を求める意見書

出席議員（14名）

1番	田中助一君	2番	村中容君
3番	山崎博雄君	4番	小倉繭君
5番	久保田守彦君	6番	竹内淳子君
7番	関良幸君	8番	寺島弘樹君
9番	中村雅代君	10番	福島浩洋君
11番	小林一広君	12番	小淵晃君
13番	関悦子君	14番	小西和実君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	桜井昌季君	副町長	新井隆司君
教育長	山崎茂君	総務課長	大宮透君
企画財政課長	益満崇博君	住民税務課長	須山和幸君
健康福祉課長	永井芳夫君	産業振興課長	宮崎貴司君
建設水道課長	芋川享正君	教育次長	藤沢憲一君

監 査 委 員 持 田 宏 君

事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木利一 書記 柘津貴子

開議 午後 3時00分

◎開議の宣告

○議長（小西和実君） ご苦労さまです。

議員総数14名中、ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（小西和実君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告事項について申し上げます。

次に、本日、町長から議案第26号 小布施町教育委員会委員の任命についてが提出されましたのでご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議事日程の報告

○議長（小西和実君） 本日の日程は、お手元へ配付いたしました配付物のとおりであります。

◎常任委員長報告（議案）

○議長（小西和実君） これより直ちに日程に入ります。

日程第1、総務産業常任委員長報告を行います。

総務産業常任委員会に付託されました議案、日程第2、議案第9号から日程第6、議案第25号までを会議規則第37条の規定により一括議題とし、総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

中村総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 中村雅代君登壇〕

○総務産業常任委員長（中村雅代君） 総務産業常任委員会における審査の経過及び結果のご報告をいたします。

9月12日午前9時から公民館講堂において、委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得て、総務産業常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、9月会議で付託された議案第9号 小布施町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、議案第10号 小布施町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第13号 令和5年度小布施町一般会計補正予算について、議案第17号 令和5年度小布施町農業集落排水事業特別会計補正予算について、議案第25号 小布施町道路線の認定についてであり、慎重に審査いたしました。

初めに、理事者等の出席を求め、直ちに質疑を行いました。

議案第9号についての質疑の主なものとして、近隣市町村は6月会議で上程しているが、当町は今回上程でスケジュール的に間に合うのか。福祉医療費の給付に該当する町民は何割か。今後マイナンバーの個人情報の使用に当たっては、新たな項目が追加されるたびに条例化していくのか。マイナンバー制度に関しては、安全性や不具合が危惧されているがどう考えているのか等の発言がありました。

議案第10号についての質疑の主なものとして、今回の対象となる職員は、会計年度任用職員等の職員に関してはどのようなになるか。遡及適用になっている理由は等の発言がありました。

議案第13号についての質疑の主なものとして、環境保全総務費が6月補正に続いて今回300万円増額となるが、前回補正内容との相違点は。住宅向け補助の受付は、5年間で年度ごとに行っていくという解釈でよいか。デイサービスセンターにおける床暖に相当する対応についての考えは。健康福祉センターにおける機械設備の更新を計画的に修繕していく考えは。小布施ミュージアムの修繕詳細内容と緊急性、修繕後の将来的な対策は。今回の状態になる前に気づいた時点で早めの対策が必要であったと考えるが見解は。小布施ミュージアム修繕の設計委託先は。小布施ミュージアムの今回修繕部分のほか、今後に係る修繕額は。全体にわたり修繕を行うことにより、安価になると思われるが見解は。空き店舗活用事業補助の今回補正要因となっている店舗の職種は。戸籍事務ほか委託料の詳細内容は。児童福祉費返還金の返還の具体的理由は等の発言がありました。

議案第17号及び議案第25号についての質疑はありませんでした。

以上が本委員会に付託された案件の審査内容であり、町当局から詳細な答弁がありました。慎重審査を期すために、9月19日に委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得て会議を開き、討議を行いました。

議案第13号の討議の主なものとして、アピアランスケアの助成金の対象期間等について、委員会質疑、応答でもっと詳細を確認すべきであったの発言がありました。

議案第9号、議案第10号、議案第17号及び議案第25号についての発言はありませんでした。討論を省略して採決の結果、議案第9号、議案第10号、議案第13号、議案第17号、議案第25号は全員挙手で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務産業常任委員長報告といたします。

令和5年9月22日、総務産業常任委員長、中村雅代。

○議長（小西和実君） 以上で総務産業常任委員長報告が終わりました。

◎常任委員長報告の一括質疑、討論、採決

○議長（小西和実君） これより一括して質疑に入ります。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小西和実君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、議案第9号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第9号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第10号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第13号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（小西和実君） 挙手多数であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第17号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第25号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎常任委員長報告（議案）

○議長（小西和実君） 日程第7、社会文教常任委員長報告を行います。

社会文教常任委員会に付託されました議案、日程第8、議案第11号から日程第12、議案第16号までを会議規則第37条の規定により一括議題とし、総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

関社会文教常任委員長。

〔社会文教常任委員長 関 良幸君登壇〕

○社会文教常任委員長（関 良幸君） 社会文教常任委員会における審査の経過及び結果のご報告をいたします。

9月13日午前9時から公民館講堂において、委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得て、社会文教常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、9月会議で付託された議案第11号 小布施町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第12号 小布施町におけるあらゆる差別撤廃・人権擁護に関する条例の一部を改正する条例について、議案第14号 令和5年度小布施町国民健康保険会計特別会計補正予算について、議案第15号 令和5年度小布施町後期高齢者医療特別会計補正予算について、議案第16号 令和5年度小布施町介護保険特別会計補正予算についてであり、慎重に審査いたしました。

初めに、理事者等の出席を求め、直ちに質疑を行いました。

議案第12号について質疑の主なものは、相談体制の充実の項目が入ることによる今後の活動の方向性は。近隣市町村との遅れがないよう相談体制の強化と啓発、教育に向けた関係団体等の取組方針は。

議案第11号、議案第14号、議案第15号及び議案第16号については質疑はありませんでした。

以上が本委員会に付託された案件の審査内容であり、町当局から詳細な答弁がありました。

慎重審査を期すために、9月19日に委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得て会議を開き、討議を行い、討論を省略して採決の結果、議案第11号、議案第12号、議案第14号及び議案第16号は全員挙手で、議案第15号は挙手多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、社会文教常任委員長報告といたします。

令和5年9月22日、社会文教常任委員長、関 良幸。

○議長（小西和実君） 以上で社会文教常任委員長報告が終わりました。

◎常任委員長報告の一括質疑、討論、採決

○議長（小西和実君） これより一括して質疑に入ります。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小西和実君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、議案第11号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第11号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第12号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第14号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第15号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（小西和実君） 挙手多数であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第16号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎常任委員長報告（陳情）

○議長（小西和実君） 日程第13、政策立案常任委員長報告を行います。

政策立案常任委員会に付託されました日程第14、陳情第1号 「健康保険証」の存続に関する意見書の提出を求める陳情書について、政策立案常任委員長の審査報告を求めます。

山崎政策立案常任委員長。

[政策立案常任委員長 山崎博雄君登壇]

○政策立案常任委員長（山崎博雄君） 政策立案常任委員会における審査の経過及び結果のご

報告をいたします。

9月11日午前9時から公民館講堂において、委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得て、政策立案常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、9月会議で付託された陳情第1号「健康保険証」の存続に関する意見書の提出を求める陳情書であり、請願人に出席を求めて慎重に審査いたしました。

陳情第1号についての質疑の主なものとして、健康保険証を存続する期間は、延期ではなく引き続き継続するという認識でよいか。不正利用の対応についてどう考えているか。今後新種のウイルスが入ってきた場合を想定すると、コロナウイルスと同様の混乱が生じると懸念されるが見解は。オンライン資格確認システムの整備に要する費用と導入できていない保健医療機関の意見の実態は。健康保険証の有効期間を延ばすことも1つの方法と考えるが見解は。少子高齢社会において、将来的に労働人口が減少していく中、医療費の負担増を見越し、今回の改革によるデジタル化は必要と考えるが見解は。意見書案の文面に健康保険証の存続に関しては、当面は等の表現を入れてもよいのではと考えるが見解は。既存の紙の健康保険証において、保険料が高額になっているのは手書きミス等によるものが起因していると考え、これらの是正についての見解は。既存の制度を廃止したほうが国全体としての利益が大きいと考えるが見解は。システム導入によることが要因で閉院に追い込まれている医療機関はあるのか、また、特に過疎地域が残されていってしまう懸念があるが見解は等の発言がありました。

以上が本委員会に付託された案件の審査内容であり、陳情人から詳細な説明がありました。暫時休憩後、慎重審査を期すために会議を開き、討議を行いました。

陳情第1号についての討議の主なものとして、日本の医者は自分たちが持っている既得権益を侵されたくないという意識が見えるため、健康保険証の存続は延期ということは良いと思う。全部をひもづけデジタル化することには賛同できず反対である。陳情者にわざわざ説明に来てもらっている他市町村の例はない。国において法案は既に可決制定しており、廃止については反対しても国の方針が変わるわけではないため認めるべきである。長期で見た判断として今回の陳情は時期尚早と考えるため賛成できない。誰もが安心して医療を受けられるよう、健康保険証の廃止は行ってもらいたくない。現場の混乱を避けるためにも、国においては既に法案が制定されているが、今の現状を何とかするために必要であり陳情に賛成である。意見書にはマイナンバーカードや今後のデジタル化を妨げないよう、当面の間という文面を加え、今の状況を継続してほしいという趣旨を加えてほしい。いずれ廃止になると思

われるが、1年くらい延期するなどの方策を取るなどして、廃止ではなくこの陳情の趣旨を変えて意見書の提出をするべきである。自治体首長の中でも反対があることを踏まえ、健康保険証の廃止は延期すべきである。意見書には十分時間をかけて国民に説明をしていただきたいということの趣旨であれば賛成である。自分の情報を守るため、既存の健康保険制度は残しておいてよいと考える。自己選択の中で決めればよいことであり賛成である等の意見があり、討論を省略して採決しました。

陳情第1号については、寺島弘樹委員から趣旨採択の動議が出され賛同者があり、採決の結果、陳情第1号は挙手多数で趣旨採択とすべきものと決定いたしました。

以上、政策立案常任委員長報告といたします。

令和5年度9月22日、政策立案常任委員長、山崎博雄。

○議長（小西和実君） 以上で政策立案常任委員長報告が終わりました。

◎常任委員長報告の質疑、討論、採決

○議長（小西和実君） これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、質疑はありますか。

[発言する人なし]

○議長（小西和実君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、陳情第1号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより陳情第1号について採決いたします。

本陳情に対する委員長報告は趣旨採択であります。

本陳情を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手少数]

○議長（小西和実君） 挙手少数であります。

よって、本陳情を趣旨採択することは否決されました。

お諮りいたします。

本陳情を採択することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（小西和実君） 挙手多数であります。

よって、本陳情を採択することに決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時23分

再開 午後 3時25分

○議長（小西和実君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（小西和実君） お諮りいたします。ただいまお手元へ配付いたしました印刷物のとおり、これを本日の日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小西和実君） 異議なしと認めます。

よって、印刷物のとおり、これを本日の日程に追加することに決定いたしました。

◎発委第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小西和実君） お諮りいたします。追加日程第1、発委第3号 「健康保険証」の存続を求める意見書についてを議題といたします。

政策立案常任委員長から提案理由の説明を求めます。

山崎政策立案常任委員長。

〔政策立案常任委員長 山崎博雄君登壇〕

○政策立案常任委員長（山崎博雄君） 発委第3号、令和5年9月21日。政策立案常任委員長、山崎博雄。

健康保険証の存続を求める意見書。

上記議案を、小布施町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。

提案理由、国は2024年秋に現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに一本化する法案を可決成立させました。しかし、誤登録や情報漏えい、資格無効と表示される等トラブルが続出し、多くの患者、国民が不安を抱えています。安心して医療を受けられるように健康保険証の廃止については猶予期間を設けるなどし、当分の間、健康保険証の存続を求めます。

意見書案については別紙のとおりでございます。朗読は省略させていただきます。

○議長（小西和実君） 以上で説明が終わりました。

これより一括して質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小西和実君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、発委第3号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより発委第3号について採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（小西和実君） 挙手多数であります。

よって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

◎決算特別委員長報告（議案）

○議長（小西和実君） 日程第15、決算特別委員長報告を行います。

決算特別委員会に付託されました議案、日程第16、議案第18号から日程第22、議案第24号までを会議規則第37条の規定により一括議題とし、決算特別委員長から審査報告を求めます。
福島決算特別委員長。

〔決算特別委員長 福島浩洋君登壇〕

○決算特別委員長（福島浩洋君） 決算特別委員会における審査の経過及び結果の報告をいた

します。

9月19日午前9時40分から公民館講堂において、委員12名中12名の出席を得て決算特別委員会を開きました。

会議に付した案件は、9月会議で付託された議案第18号 令和4年度小布施町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第19号 令和4年度小布施町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第20号 令和4年度小布施町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第21号 令和4年度小布施町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第22号 令和4年度小布施町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第23号 令和4年度小布施町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第24号 令和4年度小布施町水道事業会計利益の処分及び決算認定についてであります。

令和4年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算については、決算特別委員会に2日間の日程を設置し、議案第18号については第1日程及び第2日程それぞれに、議案第19号、第20号及び第21号は第2日程に、議案第22号、第23号及び第24号は第1日程において審査を行いました。

9月19日の決算特別委員会において、副委員長から審査の経過と結果の報告を求め、付託された案件を審査いたしました。これらをまとめたものを報告させていただきます。

議案第18号について発言の主なものは、令和4年度の職員1人当たりの決算額は、平成時と比べ1,000万円程度増額で、職員負担増となっていると感ずるが見解は。ふるさと納税の今後の安定した収入の継続が不透明であり、現時点で職員を増員した場合、将来的に財政を圧迫すると考えるが、今後の具体的な職員体制の考えは。国民健康保険税等時効による納税義務の消滅に至るまでの手順や時効の中断措置の対応は。ふるさと納税の今後の見通しは。文書目録システムの運用方法と成果は。電子決済システムの運用状況は。3年未満で退職した人数は。組織力の低下が懸念されるが見解は。職場環境調査委託料の詳細内訳は。職場環境調査の公表に向けての現状と今後の予定は。職場環境調査委託成果品の議会への提出の意向は。公表時における委託先の説明の有無は。弁護士に委託した成果品の町議会への提出の考えは。公表の場における委託先の弁護士の同席の考えは。ストレスチェック結果から見る今後の対策は。イベント等の周知で報道機関との連携についての状況は。基幹系システム共同化の詳細内容と共同化以外の事例は。文化の日の定例表彰は、存命中での表彰が好ましいと考えるが見解は。新規採用職員の研修内容と実施状況は。ファシリティーマネジメント推進会議開催の回数と会議の詳細内容は。現在借地している借地料見直しの今後の取組方針は。

町道認定敷地内にある民地は不適切と考えるが見解は。地域おこし協力隊委託業務における業務委託報告書提出の有無は。地域おこし協力隊におけるインターン活動の詳細内容は。地域おこし協力隊任用において農業分野の人材募集の有無は。ふるさと納税のクレーム対応は委託料の中に含まれているのか。町でのクレーム対応の人員体制は。ふるさと納税委託先と詳細契約内容は。官学協働事業の具体的成果内容は。自治会への災害時資材備蓄交付金による自治会への具体的取組内容は。長野高専への業務委託における3年間の成果は。年々減少傾向にある遊休農地の面積が増加した要因は。農業委員会でのタブレット端末の利用状況と今後の活用方針は。新規就農者支援における里親研修の募集状況は。フラワーセンターの営業収益アップを図るため、宿泊可能施設として運用の考えは。ふるさと創造館の今後の利用見込みと今後の存続の考え方は。六斎市における警備の支出状況は。六斎市に参加される町外者の割合は。お客様の出口調査の考えは。ブランド戦略事業費の赤字となった経緯は。六斎舎借上げにおける現在閉鎖部分の契約の有無は。北斎館公衆トイレの負担金の詳細内容と今後の建設の考え方は。キャラクター推進事業の登録商標更新に伴う詳細内容は。長野電鉄長野線沿線活性化協議会の開催状況は。空き家相続人調査における対応と今後の空き家対策は。カラー歩道舗装設置の要望と今後の対応は。県管理道路で一般町民が実施した除草等における町の助成の考えは。市街化調整区域内における開発申請状況と農村地域における人口増加を見据えた考え方は。小布施クエスト給水ポンプ地上部ユニット更新工事実施に至る経緯は。会計伝票処理における電子決裁訂正処理の現状は。電子決裁中に判明した修正箇所処理方法の現状は。電子決済扱いしている範囲などの現状と今後の運用方針は。口座振替手数料の内、給食会計の手数料と公会計となった場合の口座振込手数料金額と今後の方針は。小布施町における住民票等のコンビニ交付の検討状況と取り組む場合における課題は。住民税均等割非課税世帯の対象となる収入範囲は。みすみ草の代替施設の現状と支援件数増となった要因は。みすみ草の旧跡地の処分方針は。健康福祉センターの案内看板未設置の理由は。保育園環境整備事業用地取得における農振除外申請進捗状況は。不法投棄防止に伴う防犯カメラ設置状況と今後の設置方針は。新型コロナウイルスによる患者数と死亡者数は。新型コロナウイルスに関することは、経過をよく成果説明書にしっかり残すべきと考えるが見解は。コロナによる死亡者数の県からの情報収集の有無は。農村地帯に少ないと感じるが、生活灯の増設の考えは。バイオ炭化設備設置に伴う成果と課題は。不法焼却に伴う監視体制の現状と指導方針は。教育委員の任期と委員選出方法は。基金繰入金を財源とした購入予定の美術品内容は。学力テストの結果分析表等の保護者への公表や授業への対策状況は。コロナ対策

において対応した経過等を記録し、後世に残すことが重要と考えるが見解は。学習支援セミナー委託の詳細内容は。コミュニティ・スクール運営委員と他の運営委員会等の兼任する場合があるが、公正において課題が生じると思うが見解は。療育コーディネーターや作業療法士の巡回相談の実施状況と効果は。歴史民俗資料館の今後の展示替えの予定は。小・中学校におけるタブレット端末の利用状況と使用ソフトの今後の利用方針は。ファミリーサポートが園長職と兼務になっているが支障はないのか。中学校における職場体験実施現状と、より高度な部分で体験できる予算化についての考えは。小学校において、町費で任用しているパートタイム会計年度職員の現在数は。現在、町が抱えるスポーツ振興の課題の内容は。スポーツクラブ補助に伴う総合型スポーツクラブとはスラックラインのみを指すのか。スポーツ少年団とスラックライン1団体の補助額を比較した場合、均衡に疑問点が生じるが見解は。スポーツクラブの会員数と会計報告書の有無は。放課後児童クラブと子供教室におけるコーディネーター人件費の未執行となった理由と今後の人材不足に対する方針は。おぶせミュージアムと高井鴻山記念館の会計年度任用職員の報酬や人員体制の詳細は。会計年度任用職員は、本人の希望による美術館同士の移動勤務の有無は。生涯学習講座としてスマホ講座を今後取り入れる考えは等の発言がありました。

議案第19号についての発言は、国民健康保険税の退職被保険者等国民健康保険税収納率が算定対象外となっている詳細内容は。保険給付費における被保険者の移送費がゼロとなっているが詳細内容は。疾病手当金等の推移からみて保険給付金制度を住民の不利益とならないよう広く周知すべきと考えるが見解は。保健指導委託料がゼロとなった経緯は。町の国保税の県下市町村の比較状況と今後の国保税の考え方は等の発言がありました。

議案第20号についての発言は、後期高齢者医療保険料の収入未済額がマイナスとなった理由は等の発言がありました。

議案第21号についての発言は、居宅介護サービス給付費等1人当たりの給付額の実績からみた今後の介護保険としての方向性は。高齢者スポーツ大会の内容は、シルバークラブの大会を含めたものであるか。美術館入館時におけるおでこポイント検討の考えは。介護予防事業の各種教室は、要支援から要介護にならないようにする目的の事業であれば、実施回数でなく成果結果が重要であると考えが見通しは等の発言がありました。

議案第22号及び議案第23号についての発言はありませんでした。

議案第24号について質疑の主なものは、ポンプの動力費が今回高額となった経緯は。管路布設替えを実施しなかった理由は。電気料の高騰や管路修繕により、今後上下水道料金の検

討が必要となると考えるが見解は等の発言がありました。

以上が本委員会に付託された議案の質疑内容であり、町当局から詳細な答弁がありました。

これらの議案について、慎重審査を期すために討議を行いました。

議案第24号の討議の主なものとして、ポンプの動力費が上がっている。あくまで町全体の施設を含め動力費の抑制の見通しを図るべき等の発言がありました。

議案第18号から議案第23号についての発言はありませんでした。

討議を省略して採決の結果、議案第19号、議案第20号、議案第21号は挙手多数、議案第18号、議案第22号、議案第23号は全員挙手で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。また、議案第24号は全員挙手で原案のとおり可決及び認定すべきものと決定いたしました。

以上、決算特別委員長報告といたします。

令和5年9月22日、決算特別委員長、福島浩洋。

○議長（小西和実君） 以上で決算特別委員長報告が終わりました。

◎決算特別委員長報告の一括質疑、討論、採決

○議長（小西和実君） これより一括して質疑に入ります。

決算特別委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小西和実君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、議案第18号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第18号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案認定であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（小西和実君） 挙手多数であります。

よって、議案第18号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第19号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第19号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案認定であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第19号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第20号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第20号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案認定であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（小西和実君） 挙手多数であります。

よって、議案第20号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第21号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第21号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案認定であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第21号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第22号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第22号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案認定であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第22号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第23号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第23号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案認定であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第23号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第24号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第24号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決及び認定であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決及び認定されました。

◎出納検査の報告

○議長（小西和実君） 日程第23、議会報告第9号 出納検査の報告を行います。

事務局職員から朗読させます。

[事務局長朗読]

○議長（小西和実君） 以上で朗読が終わりました。

続いて、監査委員から報告を求めます。

持田監査委員。

[監査委員 持田 宏君登壇]

○監査委員（持田 宏君） それでは、例月出納検査の結果に関する報告について申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、別紙のとおり例月出納検査を実施いたし

ました。同上第3項の規定により、その結果に関する報告書を提出いたします、ということで、小布施町監査委員持田宏、小布施町監査委員関悦子の2名で実施いたしました。

それでは、例月出納検査の結果に関する報告書です。

1番、検査の概要です。

検査の対象としましては、令和5年5月分、6月分、7月分の次の各会計基金等に係る現金、預貯金等の出納の保管状況、一般会計、国民健康保険特別会計などの特別会計ほかに基金売掛金とか指定金融機関の担保金として借入れ等ございます。対象といたしまして実施いたしました。

検査の実施日ですが、令和5年6月26日、令和5年7月27日、令和5年8月29日、実施した検査手続です。

検査の対象となった現金等の出納について、会計管理者から提出された資料等、各金融機関の預貯金及び関係帳簿、証拠書類とも照合、その他通常実施すべき検査を行いました。

2番、検査の結果です。

令和5年5月31日現在、6月30日現在及び7月31日現在における現金、預貯金及び会計管理者から提出された収支計算書、その他の資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

なお、各会計別の現金の出納状況及び基金明細は別表のとおりということで、以下、何枚か現金出納調べから最後基金明細書まで添付してございますので、後でご覧いただきたいと思えます。

以上、監査報告終わります。

○議長（小西和実君） 以上で監査委員からの報告が終わりました。

これをもって、出納検査の報告を終わります。

◎議案第26号の上程、説明、採決

○議長（小西和実君） 日程第24、議案第26号 小布施町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

桜井町長。

[提案理由説明]

○議長（小西和実君） 以上で説明が終わりました。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して直ちに採決に入りたいと思います。
これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小西和実君） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑、討論を省略して直ちに採決に入ります。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（小西和実君） 起立多数であります。

よって、議案第26号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議員の派遣の決定

○議長（小西和実君） 日程第25、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員の派遣につきましては、お手元に配付いたしましたとおり派遣することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小西和実君） ご異議ないものと認めます。

よって、議員の派遣につきましては、お手元に配付いたしましたとおり派遣することに決定をいたしました。

お諮りいたします。日程変更等細部の取扱いについては、あらかじめ議長に一任願いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小西和実君） ご異議ないものと認めます。

よって、日程変更等細部の取扱いについては、あらかじめ議長に一任することに決定いたしました。

◎議会改革推進特別委員会の設置

○議長（小西和実君） 日程第26、議会改革推進特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会改革推進の検討については、7人の委員をもって構成する特別委員会を設置し、これに付託の上、調査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小西和実君） ご異議ないものと認めます。

よって、7人の委員をもって構成する議会改革推進特別委員会を設置することに決定いたしました。

お諮りいたします。議会改革推進特別委員会の設置は検討が終了するまでとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小西和実君） ご異議ないものと認めます。

よって、議会改革推進特別委員会の設置は、検討が終了するまでとすることに決定いたしました。

◎議会改革推進特別委員会委員の選任

○議長（小西和実君） 日程第27、議会改革推進特別委員会委員の選任を行います。

ただいま設置されました議会改革推進特別委員会委員の選任については、委員会条例第5条の規定により議長において田中助一議員、村中 容議員、山崎博雄議員、小倉 繭議員、久保田守彦議員、竹内淳子議員、中村雅代議員、以上7名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました7名の議員を議会改革推進特別委員会の委員に選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小西和実君） ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま議長において指名いたしました7名の議員を、議会改革推進特別委員会

の委員に選任することに決定いたしました。

◎散会の議決

○議長（小西和実君） 以上で本会議に付託された案件の審議は全て終了いたしました。

9月会議を閉じ、令和5年小布施町議会を散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小西和実君） ご異議ないものと認めます。

よって、9月会議を閉じ、令和5年小布施町議会を散会することに決定いたしました。

◎町長挨拶

○議長（小西和実君） ここで町長から挨拶があります。

桜井町長。

〔町長 桜井昌季君登壇〕

○町長（桜井昌季君） 散会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

9月会議に上程いたしました議案につきまして、慎重にご審議を賜り、本日提出した人事案件も含め、いずれも原案のとおり議決をいただき、厚く御礼申し上げます。

また、令和4年度決算認定に当たり、詳細に決算の審査を賜り、ご意見をいただきました監査委員に対し、厚く御礼を申し上げます。決算認定に際していただきましたご意見を踏まえ、適切な事務改善を図ってまいります。

9月も中旬を過ぎ、いよいよ本格的な秋の行楽シーズンを迎えております。9月会議開会の挨拶でも申し上げましたとおり、ここ数年は毎年台風等の影響により、水害が発生に備える状況が続いてまいりましたが、今年度はこれまで水害による農作物の大きな被害は発生しておりません。

しかしながら、春先の凍霜害の影響や夏場の暑さなどの影響により、農作物の収穫量は大変心配するところであります。

一方で先週の3連休には、町外から多くの観光客の皆様がお越しになりました。今後も大きな災害がなく、小布施らしい秋のにぎわいが続くことを祈るばかりです。

町内の自治会では、しばらく中止されておりました秋祭り、また神事等を再開されております。私もたくさんの自治会にお招きをいただきまして感謝を申し上げます。

今後の事業予定について申し上げます。

ごみの削減のため、9月2日試験的に実施しました陶磁器等のリユース品改修では、約900キログラムの回収ができました。データを取るために、10月7日にもう一度同じ場所、時間帯で実施をします。家庭にある食器や工具など、また、まだ使えるものがございましたらぜひお持ちいただき、廃棄物削減と資源循環促進にご協力をお願いいたします。

マイナンバーカードを申請していない方でご自身で申請できない人、ご家族のサポートを受けられない人を対象に、10月17日から毎週火曜日と水曜日、予約による申請サポートを行いますのでご利用ください。

新型コロナウイルスの新規感染者数は、9月上旬をピークに減少傾向となっております。一方、インフルエンザは増加傾向で2週続けて流行開始の目安となる値、これは定点当たり1.0人なのですが、これを上回っており、過去10年で最も早い流行期入りとされております。

新型コロナ、インフルエンザともに医療機関や介護の事業所等では引き続き感染による注意をお願いしております。

皆さんもこれから寒くなる中、体温や健康状態のセルフチェックをしていただき、症状がある場合には咳エチケット、手指消毒、寒気、適切なマスクの着用など、基本的な感染対策に取り組んでいただきますよう、あたためてお願いを申し上げます。

ワクチン接種につきましては、令和5年秋開始接種を今週に20日、水曜日から開始をしております。期間は来年の3月末までです。初期接種を終えた全ての方が対象で、期間中に1人1回無料で接種を受けることができます。接種券は9月上旬から高齢者等の重症化リスクの高い方から順次送付をし始め、10月中には全て方に発送を完了する予定であります。

なお、公費負担によるワクチン接種は今年度が最後となるとの報道があります。接種可能な皆様におかれましては、感染拡大の防止に向け、接種を検討いただきますようお願いいたします。

町としても、引き続き町内医療機関の皆様と連携をし、希望される皆様が早期に接種できるよう努めてまいります。

昨年4年ぶりに開催をしました小布施六斎市にこれにつきましては、今年は10月14日、15

日の2日間、大日通り及び森の駐車場周辺で開催をします。町内の旬の農作物や加工品など、特産品の販売、交流市町村の物産展や骨董蚤の市、ステージアトラクションのほか、町民の有志の皆さんのご協力によりみこしの巡行が5年ぶりに復活をします。

10月28日には、東京赤坂アークヒルズにおいて、信州小布施フェス2023を開催します。これは、町全体活性化協議会が中心となって、町内の農業者、商業者、工業者が相互に連携をしながら、小布施の物産や観光を都内へPRしようとするもので、農家や町内の事業所、振興公社、町も合わせて17のブースが出店する予定です。

また、11月11日には、東京小布施会ふるさと交流会が東京グリーンパレスで開催をされます。昨年は東京会場、小布施会場をリモートでつないで交流されましたが、今年度は東京会場に一同に会し、久々の対面での開催となります。議員各位におかれましても、ぜひご出席いただきますようお願いをいたします。

高井鴻山記念館では、今日から12月13日まで鴻山の愛でた名産品、北斎、若冲、文晁、応挙などを開催をします。鴻山が収集した作品を中心に、葛飾北斎の日新除魔図や伊藤若冲のニワトリ100体図などを展示をします。在りし日の鴻山が愛でた名品の数々を心ゆくまでお楽しみください。

小布施ミュージアム中島千波館では、9月30日から10月17日まで小布施ミュージアム中島千波館収蔵中島千波作品集出版記念展を開催をします。子供の頃からの作品や、東京芸実大学の学生時代の自画像、社会人物シリーズや版画、代名詞とも言える桜屏風などのほか、原画を描いた歌舞伎座のどんちょう一部など、画伯の作品制作の大きな流れと多彩な活動が一望できる展示となっております。

また、初日は午後2時からギャラリートークを開催しますので、大勢の皆さんにお越しください。

中学校では、9月25日、26日の2日間、第56回鳳凰祭を行います。今年のテーマは若竹です。鳳凰祭の1秒1秒に、コロナ禍で発揮することができなかった全校一人一人の個性を思い切り輝かせようという願いがこのスローガンに込められています。大勢の皆さんにご参観いただければと思います。

10月8日に4年ぶりの開催となる第54回町民運動会を開催をします。今回は一部種目を変更し、参加して楽しい、見ていて面白い新たな町民運動会を目指します。大勢の皆さんに奮ってご参加いただきたいと思ひます。

また、10月14日、15日には六斎市に併せ、総合文化祭を開催をします。11月2日には総合文

化祭第60回記念NHK交響楽団コンサートサテライト公演を、11月4日には芸能祭を開催予定しておりますので、大勢の皆さんにお越しいただきたいと思っております。

小学校では、10月27日に音楽会を開催します。本年度の音楽会も日常の音楽活動の発表の場と位置づけ、学年ごとに時間を区切って行います。なお、参観は保護者の皆様のみ制限をさせていただきます。

昭和29年11月1日、小布施町と都在村が合併をし、来年で70周年を迎えます。現在町制施行70周年の記念事業について検討を進めております。台風災害やコロナ禍を乗り越え、様々な場面で活気を取り戻しつつある小布施町が、さらに元気で活力にあふれるよう、町民の皆様と共に大いに盛り上げてまいりたいと考えております。

本会議並びに委員会において、議員各位から賜りましたご意見、ご要望、さらに監査委員からいただきましたご意見につきましては、十分に検討し、今後の町政の執行に遺憾なきよう務めてまいる所存であります。

議員各位におかれましては、健康にご留意され、ご健勝でご活躍いただきますとともに、町議会のますますのご発展を祈念申し上げ、挨拶とさせていただきます。

○議長（小西和実君） 以上で町長の挨拶が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（小西和実君） これにて9月会議を閉じ、散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時09分